

衆議院法務委員会ニュース

平成 25. 6. 19 第 183 回国会第 19 号

6 月 19 日（水）、第 19 回の委員会が開かれました。

1 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出第 52 号）

・谷垣法務大臣、後藤法務副大臣、城内外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

階 猛君（民主）

- ・上田人権人道大使のシャラップ発言の問題に対しては、口頭注意ではなく、解任処分を含めたより重い処分を検討すべきと考えるが、外務大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・取調べの可視化を早急に導入するため、法制審議会における検討の期限を示すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・第 3 条第 2 項の対象となる病気について、政令ではなく、国会で議論して法律で定める必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

田中英之君（自民）

- ・本法律案提出の経緯及び特別法にした理由について、伺いたい。
- ・無免許運転により人を死傷させる行為を危険運転致死傷罪に含める必要性及び無免許運転についての処罰類型の新設を検討する必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・第 3 条各項の「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」とはどのような状態を指すのか、伺いたい。また、第 6 条は運転技能の有無ではなく無免許運転であるということをもって刑罰を重くするというこでよいのか、伺いたい。
- ・進行を制御する技能を有するか否かはどのように判断するのか、伺いたい。

遠山清彦君（公明）

- ・危険運転致死傷罪及び過失運転致死傷罪を刑法から移行し、自動車運転による死傷事犯に係る特別法を定めることに対し、自動車事故を起こさないよう周知の意識を高めるという観点から逆行する等の意見があることを踏まえて、特別法とする理由について、法務副大臣に伺いたい。
- ・第 2 条第 6 号の通行禁止道路は政令で定めるというこ

とであるが、具体例を伺いたい。また、通行禁止道路進行の認識がないまま進行して事故を起こした場合に危険運転致死傷罪が適用されるのか伺いたい。

- ・第 3 条第 2 項の「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの」の具体的内容について伺いたい。また、この病気については、医師の診断や症状により柔軟に対応することを考えているのか、法務大臣の見解を伺いたい。

田嶋 要君（民主）

- ・市販薬及び処方薬が危険運転致死傷罪の適用の対象となるのか、伺いたい。また、服用の注意書きの書き方等、国民に対する周知の徹底をすべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・第 3 条第 2 項の病気に該当する者が正当に運転免許を取得した場合にも、危険運転致死傷罪の適用の対象となり得るのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・故意という点では無免許運転より免許の不正取得や不正更新の方が悪質であると考えているが、これらは危険運転致死傷罪の適用の対象とならないということによいのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・被害者の死亡率について、自転車事故と自動車事故は大きく変わらないが、自転車については危険運転致死傷罪の適用の対象とならない。今後の対応について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・高齢者の交通事故対策として高齢者の自動車免許の更新の仕組みを更新間隔の短期化等に変更すべきと考えるが、見解を伺いたい。

西野弘一君（維新）

- ・第 3 条第 2 項において、「その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り」とあるが、正確に病気の症状を判断できるのか、伺いたい。
- ・亀岡の事件において、なぜ危険運転致死傷罪が適用されなかったのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・渋谷のハチ公前で日本刀を振り回す行為と亀岡の事件

- は危険の度合いは同一と考えるが、見解を伺いたい。
- ・無免許運転をさせないための方策として、車を貸す側に免許を確認する義務を課してはどうかと考えるが、見解を伺いたい。
 - ・運転免許は、一度取得すると更新は簡単にできるが、更新の際に技能テストは行うべきと考えるが、見解を伺いたい。

椎 名 毅君（みんな）

- ・交通事故による死者に占める高齢者の割合、交通事故において運転者(第一当事者)に占める高齢者の割合、自動車運転免許の更新時の高齢者講習の効果及び高齢者が加害者となる事故を減らすための対策について、伺いたい。
- ・高齢者については刑を加重することにより、高齢者の運転による事故の減少につなげる方策は考えられないか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・自動車運転過失致死傷罪の創設（平成 19 年）以降も業務上過失致死傷罪が適用された事例があるが、具体的にはどのような事例か、今後は業務上過失致死傷罪が適用される事件数は減少していく見通しなのか、伺いたい。
- ・無免許運転及び過労運転を危険運転致死傷罪の対象に加えるべきであると考えますが、対象に加えなかった理由について伺いたい。
- ・危険運転致死傷罪について、第 2 条第 1 号の「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態」と、第 3 条第 1 項の「アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」とは、どのような違いがあるのか、伺いたい。